

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人福祉医療機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 20 年度以降、可能なものから順次一般競争入札等に移行することとする。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(3.6%) 2	(5.4%) 1.51
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(1.8%) 1	(1.3%) 0.37		
随意契約		(98.2%) 54	(98.7%) 27.46	(10.9%) 6	(1.9%) 0.52
合 計		(100%) 55	(100%) 27.83	(100%) 55	(100%) 27.83

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() % 0	() % 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	() % 0	() % 0		
随意契約		(100%) 0	(100%) 0	() % 0	() % 0
合 計		(100%) 0	(100%) 0	(100%) 0	(100%) 0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(3.6%) 2	(5.4%) 1.51
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(1.8%) 1	(1.3%) 0.37		
随意契約		(98.2%) 54	(98.7%) 27.46	(10.9%) 6	(1.9%) 0.52
合 計		(100%) 55	(100%) 27.83	(100%) 55	(100%) 27.83

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、既に国に準じたものとしている。

(3) 契約の公表の基準については、既に国に準じたものとしている。

2 . 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成 1 8 年度の随意契約中、業システム最適化対象システムに係る契約及びシステム変更により一般競争入札等へ以降できる契約のものが大半を占めている。

これについては、最適化の検討結果を踏まえ、平成 2 0 年度以降可能なものから、一般競争入札等に移行する。

- ・ 随意契約 5 5 件、2 7 . 8 億円
- ・ 最適化対象システム関連等 3 7 件、2 3 . 6 億円(件数ベース 6 7 . 3 %、金額ベース 8 4 . 9 %)

その他の契約については、「随意契約の点検・見直しの状況」に基づき実施する。